

# 阿蘇家保だより

令和2年（2020年）  
8月号


熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612

## 飼養衛生管理基準の改正について

令和2年4月3日に家畜伝染病予防法の一部が改正されたことに伴い、令和2年6月30日付けで飼養衛生管理基準の改正が公布されました。豚等の基準は令和2年7月1日、その他の畜種は令和2年10月1日に施行されます（一部の取組については猶予期間が設定されています。）。畜種毎の主な遵守項目をまとめましたので御参照ください。◎は今回新たに改正された項目、○は従来からの遵守項目です。

対象家畜	豚等	牛等	鶏等	馬
主な遵守項目				
家畜の所有者の責務	◎	◎	◎	◎
飼養衛生管理マニュアルの作成及び周知徹底	◎	◎	◎	◎
放牧制限の準備	◎	◎		
衛生管理区域での愛玩動物の飼育禁止	◎	◎	◎	
衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止	◎	◎	◎	
肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用時における処理及び管理方法を改正	◎			
衛生管理区域への野生動物の侵入防止	◎			
畜舎ごとの専用の靴の使用	◎		○	
畜舎等への野鳥等の侵入防止	◎		○	
飼料保管庫、堆肥舎等への野鳥等の侵入防止	◎		◎	
畜舎入口での靴の消毒か専用靴への履き替え		◎		◎
ねずみ及び害虫の駆除	◎	◎	◎	
衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	◎	◎	◎	◎
衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	◎	◎	◎	◎

# 畜産物の輸出入検疫の強化について

日本への海外悪性伝染病の侵入を防止するためには、違法に持ち込まれる肉製品を摘発することが極めて重要です。家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のうち畜産物の輸出入検疫の強化に関しては、罰金刑の引き上げ等が行われました。

口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域（中国、ベトナム等のアジア地域）からの生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません



輸入禁止品の例  
(引用：農林水産省)

外国からの従業員を受け入れていらっしゃる農家の皆様へのお願い

母国のご家族等が送ってくる国際郵便の中に、  
輸入禁止の肉製品等が入っている可能性があります。



- 国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを従業員に確認するようお願いいたします。また、母国のご家族等が肉製品等を日本に送らないように、従業員に周知いただきますようお願いいたします。
- 郵便物内に肉製品等が入っていた場合は、速やかに以下の機関までお知らせください。※ このような検査済のスタンプはありますか？ →

農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所  
TEL：092-477-0080 FAX：092-477-7580



スタンプの見本

## 近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
高病原性 鳥インフルエンザ	H5N5	台湾	地鶏	6月18日
	H5N6	ベトナム(2件)	家禽	6月25日
	H5N6	フィリピン	採卵鶏	7月6日
	H7N7	オーストラリア	家禽	7月24日
ASF		韓国(38件)	野生イノシシ	7月1日～7月31日
		中国	豚	7月22日
		ロシア(27件)	豚、野生イノシシ	7月1日～7月31日
		ウクライナ	豚	7月22日

令和2年(2020年)8月1日現在



毎月20日はくまもと家畜防疫の日

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。  
下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

